

学校法人会計計算の科目説明について

1. 資金収支・事業活動収支計算書共通科目

学生生徒等納付金

授業料や教育充実費、入学会など学生生徒から納入されたものです。収入のうち最も大きな割合を占めます。

手数料

入学検定料や証明書発行手数料などです。

寄付金

学校法人が個人や法人から收受したものです。特別寄付金、一般寄付金などと分類されます。

補助金

国や地方公共団体などから交付される補助金です。

付随事業・収益事業収入

食堂などの補助活動収入、外部から委託を受ける受託研究収入、公開講座受講料などです。

雑収入

施設設備利用料や固定資産に含まれない物品の売却などによる収入です。

人件費

専任教職員、非常勤講師、契約職員などに支給する給与・賞与・各種手当などです。

教育研究経費

教育・研究活動や学生の学習支援・課外活動支援に支出する経費です。消耗品、光熱水費、旅費交通費、奨学費などがあります。

管理経費

総務・財務などの管理業務や学生募集活動など、教育・研究活動以外の活動に支出する経費です。

教育研究経費と同様の科目がありますが、それ以外に広告費などがあります。

予備費

予算編成時において予期しない支出に対処するために設けている費用です。

2. 資金収支計算書のみにある科目

借入金等収入

学校法人が資金調達のために金融機関などから借入した収入です。

前受金収入

翌年度分の授業料や教育充実費などが当年度に納入された収入です。

主に翌年度入学する新入生から納付されたものです。

資金収支調整勘定

当該年度の資金の収支には、前年度以前の活動に属するもの、翌年度以後の活動に属するものも含まれています。これらについては、活動が行われた年度への調整が必要となり、この調整に用いる勘定のことを「資金収支調整勘定」といい、「資金収入調整勘定」と「資金支出調整勘定」があります。

施設関係支出

土地、建物、建物附属設備、構築物、建設仮勘定などの支出をいいます。

建設仮勘定は、建物・建物附属設備などを建設するときの、完成までの支出額です。

完成した場合に目的の科目（建物など）に振替えます。

設備関係支出

教育研究用機器備品、管理用機器備品、図書、車両などの支出をいいます。

備品は耐用年数が1年以上の機械器具などで、その価額が一定額以上のものをいいます。

3. 事業活動収支計算書のみにある科目

退職給与引当金繰入額

教職員が退職した場合には、退職金支給規程に基づいて退職金が支払われます。

退職金の額は勤続年数に応じて変化するため、実際の退職金支払いに先立ち、予め毎年度に負担額を事業活動支出(退職給与引当金繰入額)として計上します。

減価償却額

固定資産のうち建物・構築物・機器備品などは、時の経過などによりその価値が減少するものとして減価償却を行い、毎年度の事業活動支出に費用配分するものです。

資産売却差額

土地・建物などを売却し、その代価が帳簿残高を上まわった場合、その差額を計上します。

資産処分差額

土地・建物などを売却し、その代価が帳簿残高を下まわった場合、その差額を計上します。

また増改築で建物・構築物などを取壊した場合や、使用不能になった機器備品を除却処分した場合、処分時点の帳簿残高を計上します。

基本金組入額

学校法人が諸活動の計画に基づき、必要な資産を継続的に保持するために、その事業活動収入から組入れた金額で、第1号基本金から第4号基本金まであります。

第1号基本金・・・新設や規模の拡大・教育の充実向上のために取得した固定資産の価格

第2号基本金・・・将来取得する固定資産にあてるための金銭その他の資産の額

第3号基本金・・・基金として継続的に保持し、かつ運用する金銭その他の資産の額

第4号基本金・・・学校運営のため恒常に保持すべき資金

4. 貸借対照表にある科目

固定資産

1年を超えてから資金化もしくは資金化を目的をしないものとなります。

有形固定資産

年度末後1年を超えて使用される資産で、土地や建物、備品などがあります。

特定資産

将来の特定の支出（校舎など施設の増改築、機器備品その他の設備の拡充や買い替え、退職金の支払いなど）に備えるため、計画的に資金を留保する場合に設けています。

その他の固定資産

特定資産に該当しない固定資産となり、ソフトウェアや有価証券などがあります。

流動資産

1年以内に資金化可能な資産で、現金預金などがあります。

固定負債

支払期限が1年以上後になる負債で、長期借入金や退職給与引当金などがあります。

流動負債

支払期限が1年以内になる負債で、短期借入金や前受金などがあります。

基本金

学校法人が諸活動の計画に基づき、必要な資産を継続的に保持するために、その事業活動収入から組入れた金額です。

繰越収支差額

繰越収支差額は、「事業活動収支計算書」の「翌年度繰越収支差額」と一致し、毎会計年度の「当年度収支差額」が累積されたもので、学校法人の収支均衡状態を示す重要な指標です。ただし、繰越収支差額は、主に基本金への組入れ状況によって左右されるため、基本金の内容やその他中長期的な事業計画と合わせて確認する必要があります。